

# 本巢市公金管理方針

## 第1 総則

### 1 本方針の目的

この方針は、本巢市会計管理者（以下「会計管理者」という。）の管理する資金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、歳計現金・歳入歳出外現金及び基金に属する現金（以下「歳計現金等」という。）の安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行い、地域金融機関との信頼関係や市民理解のもと、変動する金融情勢を的確にとらえ、市民の財産である公金の管理運用を行うことを目的とする。

### 2 法令等との関係

資金管理は、地方自治法・地方自治法施行令・地方財政法・地方公営企業法及び本巢市基金条例に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

### 3 適用範囲

本方針は、歳計現金・歳入歳出外現金・基金及び本巢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に定める資金に属する現金及び有価証券について適用する。

### 4 公金管理の原則

公金管理に当たっては、優先度の高い順に安全性・流動性・効率性を確保することを原則とする。

#### （1）公金管理体制の確立

公金の管理運用対策を確立するため、公金管理体制の整備を図ることとする。

ア 金融情報の収集や把握のため、職員研修を充実し職員の知識向上と人材の育成を図る。

イ 金融機関の経営状況の把握等、より専門的で高度な判断を要するため、必要に応じ外部の専門家や専門機関の活用を図る。

ウ 金融環境の変化に対応した安全かつ効率的な公金取り扱いの在り方について、必要な検討及び情報交換等、また、金融機関に破綻リスクが生じたときの対応協議等を行うため、必要に応じ本巢市公金管理委員会（以下「公金管理委員会」という。）に諮るものとする。

#### （2）安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金については、9月期・3月期の金融機関の経営状況調査票（様式第1号）に基づき、原則として次に掲げる条件を満たしている金融機関を選択する。

ア 自己資本比率が国際基準適用機関にあつては8パーセント、国内基準適用機関にあつては4パーセント以上であること。

イ 株式上場金融機関にあつては、株価が一定額を維持していること。

ウ 不良債権比率が著しい増加傾向にないこと。

エ 預金量が著しい減少傾向にないこと。

#### （3）流動性の確保

支払い等に支障を来さないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

#### (4) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の増収を図り、また、効率的な資金調達に務める。

### 5 金融機関の破綻に備えた公金保護策

公金の管理運用に当たっては、万が一の事態に備え、次に掲げる方策を講じることとする。

#### (1) 借入金との相殺

預金債権と借入金債務との相殺する方策を講じる。

#### (2) 担保の徴収

指定金融機関からの担保を充実させる。

#### (3) 預託金融機関を分散し、預金額及び預託期間の調整を行う。

## 第2 資金管理の考え方

毎年度、歳計現金保管計画及び基金運用計画による資金管理計画を策定する。資金管理計画を策定する場合には、必要に応じ、公金管理委員会の意見を聴く。

### 1 資金管理の実施

#### (1) 保管及び運用の基本的考え方

安全性の確保を最重要視し、流動性を確保しつつ、効率性を追及する観点から、資金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう務める。

#### (2) 調達方法

資金不足に備えて調達を実施する場合は、一時借り入れ又は内部資金の繰替運用のうち、効率性の高い方法を用いる。

#### (3) 取引方法

保管、運用及び調達に当たっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いる。

## 第3 保管及び運用の原則

保管及び運用に当たっては、当該商品を満期又は期限まで持ちきることを原則とする。ただし、次に掲げる場合には、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

(1) 資金の安全性を確保するために必要な場合。

(2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合。

(3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該商品の入れ替えを行う場合。

### 1 歳計現金及び歳入歳出外現金

#### (1) 保管方法

歳計現金等の保管は、次に掲げる方法により行う。

ア 当座預金

イ 普通預金

ウ 通知預金

- エ 別段預金
- オ 定期預金
- カ 国庫短期証券
- キ 債券現先（買現先）

## （2）保管期間

歳計現金等の保管は、原則として一会計年度内とする。

## （3）保管先機関等

預金については、第4に定める基準に該当し、かつ本市との事務処理等が円滑に行われる金融機関のものとする。

債券については、第5に定める基準に該当する発行体のものとし、保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決裁業務等が確実に行われる機関で保管するものとする。また、原則として、本市近郊の証券会社の中から指名した上で行う。ただし、発行体から直接購入できるものについてはこの限りでない。

## 2 基金

### （1）運用方法

基金に属する現金（以下「基金」という。）の運用は、1（1）に定めるもののうちイ及びオ並びにキのほか、次に掲げるものにより行う。

- ア 国債
- イ 政府機関債（政府保証債、財投機関債）
- ウ 地方債
- エ 事業債

### （2）運用期間

基金の運用は、各基金の設置目的及び積み立て・取り崩しの計画等を勘案して、1年を超えて行うことができる。債券の運用期間は30年を上限とし、この場合、既発の超長期債の残存期間が30年以下のものについても運用できるものとする。また、運用する債券が順次満期償還日を迎えるように、期間を分散して運用する。

### （3）保管先機関等

1（3）に準ずる。

### （4）債券の償却方法

#### ア 経過利息の償却方法

取得に伴う経過利息は、受取利息から経過利息に相当する金額を直接基金に充当し、債券の帳簿価格を減じる。

#### イ オーバーパー（額面超過額）債券の額面超過の償却方法

購入時に算定される超過額は、償還日までの受取利息から当該超過額に相当する金額を直接基金に充当し、債券の帳簿価格から当該超過額に相当する金額を減じる。

債券入れ替えの場合は、受取利息のみで額面超過額に達しなければ売却益を使用して、額面超過額の償却を行うことができる。

#### ウ 売却損失の処理方法

売却損失は、売却日の属する年度において一括運用する基金の運用収益総額から、当該売却損に相当する金額を直接基金に充当する。

#### (5) 基金の運用収益

基金の運用収益は当該基金で受け入れるものとするが、一括運用を行う場合の運用収益は、毎年12月末現在の各基金の残高割合に基づき按分し、当該年度末までにそれぞれの基金に配分する。

#### (6) 債券受払簿

債券は、次に掲げる項目を債券ごとに記載整理した債券受払簿を備え管理する。

##### ア 債券属性項目

- ・債券の名称
- ・発行体
- ・発行日及び償還日
- ・表面利率及び利息支払日

##### イ 管理項目

- ・購入先及び購入日
- ・購入額及び購入単価
- ・表面利率及び利息支払日
- ・経過利息及び受取利息額

##### ウ 中途売却時の項目

- ・売却約定日及び売却日
- ・売却価格及び売却差益
- ・売却理由

### 3 水道事業会計及び下水道事業会計（以下「事業会計」という。）資金

#### (1) 運用方法

事業会計の資金運用は、基金に準ずる。

#### (2) 運用期間

事業会計の資金運用は、資金計画等を勘案して、1年を超えて行うことができる。運用期間の上限は、基金に準ずる。

#### (3) 保管先機関等

基金に準ずる。

## 第4 預金の取り扱い

### 1 預金についての対応

預金については、預金先金融機関の格付け、金融機関の経営状況調査の自己資本比率・株価（株式上場金融機関）・不良債権比率及び預金量の著しい減少を総合的に判断することとし、必要に応じて預金先金融機関の直近の経営実態等についてヒヤリングを実施し、次の（1）から（4）までに定める対応を決定する。なお、決定に当たり、必要に応じ公金管理委員会の意見を聴く。

- (1) 制限なし
- (2) 預入期間、預入金額及び預金商品の制限
- (3) 新規預金の停止
- (4) 中途解約

## 2 経営状況の監視

### (1) 注意シグナル指標

1 に定める基準に先立って預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、注意シグナル指標として、株価等を日常的に監視する。

また、注意シグナル指標の動向により、必要な場合には、預金先金融機関からヒヤリングを行い、預金量の推移等の情報開示を求めるとともに、公金管理委員会の意見を聴き、1 に定める対応を強化することができる。

### (2) 財務分析

預金先金融機関の経営状況について、四半期又は決算期（中間決算含む。）ごとに健全性・収益性・効率性及び流動性の観点から、業務内比較や時系列推移等により分析する。

また、必要な場合には、決算期等に公表されていない数値についても情報収集を行うなど、預金先金融機関に対しヒヤリングを実施し、悪化要因を分析する。

### (3) 専門的判断の活用

預金先金融機関の経営状況の監視に当たっては、財務分析、ヒヤリング等の結果について、必要に応じ公金管理委員会に報告して分析及び評価を行い、経営実態の把握に努めることとする。

## 第5 債券の取り扱い

### 1 債券についての対応

取得の判断については、金融庁登録の信用格付業者による格付基準を遵守するものとし、判断基準としては、いずれかの信用格付業者による格付が、財投機関債についてはAA格以上、事業債についてはA格以上のものとする。

上記の基準に基づき、次の(1)から(4)までに定める対応を決定する。なお、決定に当たり、必要に応じ公金管理委員会の意見を聴く。

- (1) 制限なし
- (2) 投資期間、投資金額の制限
- (3) 新規購入の停止
- (4) 中途売却

## 2 経営状況の監視

### (1) 注意シグナル指標

1 に定める基準に先立って債券発行体の経営悪化の兆候を早期に察知するため、注意シグナル指標として、債券利回り等を日常的に監視する。

また、注意シグナル指標の動向により、必要な場合には公金管理委員会の意見を聴き、1 に定める対応を強化することができる。

## (2) 財務分析

債券発行体の財政状況について、健全性・収益性・効率性及び流動性の観点から、業態内比較や時系列推移等により分析する。

## (3) 専門的判断の活用

債券発行体の財政状況の監視に当たっては、財務分析等の結果について、必要に応じ公金管理委員会に報告して分析及び評価を行い、財政状況の把握に努めることとする。

## 第6 本方針の見直し

本方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、これを変更する。

### 附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

### 附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。